

<2008—2009年度>

第2回

キャビネット会議 資料集 【2】



2008年11月18日（火）

京王プラザホテル八王子 4階 『宴』

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

次期地区ガバナー、次期第一・次期第二副地区ガバナー 選挙日程

1. 立候補届出日

受付日時：2009年3月24日（火）13時00分～17時00分

締 切：当日限り

受付場所：330－A地区キャビネット事務局内 選挙管理委員会

2. 資格審査日

2009年3月30日（月）

3. 公示日

2009年4月6日（月）

4. 選挙運動期間

自 2009年4月7日（火）

至 2009年4月23日（木）

5. 立会演説会

追ってご連絡いたします（1回）

6. 選出日

第55回年次大会当日

2009年4月25日（土）



第二副地区ガバナー 情報およびガイドライン 地区及びクラブ行政部

背景

世界では、13-複合地区(米国オハイオ州)から111-複合地区(ドイツ)に至る数多くのライオンズ地区が第二副地区ガバナー職を上手に活用することにより、地区運営を強化し、地区ガバナーを務めるライオンの準備を一層入念に行うだけでなく、指導力育成の機会を増やしています。

この役職を活用している地区によって収められた成果やメリットを検討した結果、ライオンズクラブ国際協会理事会は2007~08年度に第二副地区ガバナー職に関する正式なガイドラインを作成し、任務を明確にしました。その後2008年のバンコク国際大会で代議員が国際付則の改正を承認し、これにより第二副地区ガバナー職が正式に設けられました。以下は本役職に関する詳しい説明のほか、候補者の指名および選挙手順に関する情報です。

メリット

1. 第二副地区ガバナーを設けることのメリットは何ですか？

変化のめまぐるしい今日において誰もが家庭、職場、ボランティア活動において、それぞれの役割をうまくこなさなければなりません。地区ガバナーの役割は複雑であり、質量共に多くを要求されるものであるため、地区ガバナーはその責任を第一副地区ガバナーだけでなく第二副地区ガバナーとも分担することが可能となります。これにより協力関係が生まれ、地区運営の継続性がもたらされると共に、第一および第二副地区ガバナーにはガバナー職を務める準備を一層入念に行う機会が与えられることになります。この役職を既に活用している地区の成功例から見れば、より力強く、結束力のある効率的な地区指導者チームが実現するでしょう。

2. 地区ガバナーと副地区ガバナーの職責は一般にどのように分けられますか？ また、チームとしてどのように協力し合いますか？

地区ガバナーと第一および第二副地区ガバナーはチームを組んで協力し合い、地区を効率的に指導します。地区ガバナーはチーム・リーダーとして地区運営全般を監督することはもとより、チーム戦略の策定、両副地区ガバナーの指導および意欲喚起、チームの全体的な職務遂行の監督に責任を持ちます。第一副地区ガバナーは主として、会員増強と新クラブ結成への支援を行うと共に地区の各種行事を推進することに責任を持ちます。第二副地区ガバナーは主として、地区に影響を与える会員維持の問題に取り組むと共にさまざまな協会プログラムについてライオンズの意識を高めることに責任を持ちます。

このように協力し合って任務をこなすチームアプローチは地区の運営を向上させ得るのみならず、副地区ガバナーがより自信に満ちた有能な地区ガバナーとなれるよう、2年間の準備期間を与えることになるのです。第二副地区ガバナーは任期中地区がどのように機能するかを学ぶことができると同時に、ライオンズクラブ国際協会の各種プログラムについて知識を高め、さらには地元のクラ

ブのニーズを見極めます。そして第一副地区ガバナーの任期中にはクラブと会員を増強し、さまざまな特別任務を引き受け、要請があれば会議や行事で地区ガバナーの代理を務めるなど、一層重大な責任を担います。第二副地区ガバナー職を現在活用している地区にとって明らかなことは、「実際に任務をこなしながら学ぶ」というこのやり方がリーダーシップ育成に非常に役立っているということです。

3. 第一副地区ガバナーの具体的な任務は何ですか？

任務に関する詳しい説明は、国際付則、理事会方針書、*標準版地区会則及び付則*に記載されています。第一副地区ガバナーは下記を行います。

- 本協会の目的を推進する。
- 地区ガバナーから割り当てられる行政任務を果たすと共に、国際理事会が要求するその他の任務を遂行する。
- 地区キャビネット会議に出席する。
- 地区ガバナー不在の際には、地区キャビネット会議および他の会議において議長を務め、必要に応じて協議会会議に参加する。
- 地区における機会や問題を見極め、地区の強化と発展に向けた長期戦略を策定するにあたって地区ガバナーに協力する。
- 地区ガバナーの要請に応じてクラブ訪問を行う。
- 会員増強、エクステンション、指導力育成、大会の各地区委員会と協調すると同時にそれぞれの年間目標達成において助力する。
- 地区ガバナーの要請に従ってその他の地区委員会を監督する。
- 地区予算を含む、翌年度の計画立案に参加する。
- 地区ガバナーの職責について熟知する。

4. 第二副地区ガバナーの具体的な任務は何ですか？

任務に関する詳しい説明は、国際付則、理事会方針書、*標準版地区会則及び付則*に記載されています。第二副地区ガバナーは下記を行います。

- 本協会の目的を推進する。
- 他の地区役員と協力し、会員増強、新クラブ結成、会員維持を推進する。
- 地区キャビネット会議に出席する。
- 地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーの不在の際には、地区キャビネット会議および他の会議において議長を務める。
- ライオンズクラブ国際協会から配布されるクラブロ座一覧表および会員関係報告書を定期的に見直すことによりクラブの状況を観察し、MERL チームおよびゾーン/リジョン・チェアパーソンとの連携を通じて弱体クラブを支援するための方法を編み出す。
- 予算作成ならびに翌年度にも継続される他の事項の準備に助力する。
- 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督する。
- 協会の方針で要求される他の任務のほか、地区ガバナーより割り当てられるその他の任務を遂行する。その例として挙げられるのは、クラブ訪問、弱体クラブへの援助、地区大会委員会、LCIF 委員会、情報テクノロジー委員会との協調等。
- 地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーの職責について熟知する。

候補者としての資格/選挙

5. 第二副地区ガバナーに立候補する資格があるのは誰ですか？

下記のいかなるライオンも候補者としての資格があります。

- グッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- クラブ会長を務めると共にクラブの理事会構成員を2年間務めた経験があるほか、ゾーンチェアパーソンもしくはリジョン・チェアパーソン、あるいはキャビネット幹事または会計を務めていなければならない、これらの役職のいずれも同時に達成させることはできない。なお、ライオンはこれらの役職を全期または過半の期間務めていなければならない。

以上の資格要件は、2009～2010年度の任期を務める第一副地区ガバナーの選挙にも適用されます。

6. 第二副地区ガバナーが翌年度の第一副地区ガバナーとなる資格をもつ唯一の候補者ですか？

はい、そのとおりです。第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナー職に立候補しない場合か、地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合は別です。その場合、第二副地区ガバナー職を務める資格要件を満たしているいかなる会員も、第一副地区ガバナーとして選出されることが可能です。資格要件に関する詳細は国際付則第9条6(b)項をご覧ください。

7. 第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナー職を、また第一副地区ガバナーが地区ガバナー職を継承するには選挙が必要ですか？

はい。地区は各役員を選ぶために毎年選挙を行わなければなりません。選挙は投票用紙を使って無記名投票で行われ、候補者が当選するには地区大会に出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければなりません。ただし現職の第一副地区ガバナーもしくは第二副地区ガバナーが選挙に立候補しないことにしたというような場合も起こり得ます。そのような場合には、国際付則に規定される候補者としての資格を満たしているライオンが、指名委員会に立候補を届け出ることができます。

8. 地区はどのようにして第二副地区ガバナーを選べばよいですか？

地区は国際付則第9条6項、地区(単一、準、または複合)の会則及び付則、ならびに採用されている選挙手順に従って第二副地区ガバナーを選出します。また、第一副地区ガバナーの選挙も個別に行います。投票用紙には第一副地区ガバナーと第二副地区ガバナーの候補者名が記載されなければなりません。

9. 一人のライオンが第一および第二副地区ガバナーの両役職の候補者となり得ますか？

いずれの役職も新設のものであり、2009～2010年度には空席であることから、論理的には2008～2009年度に行なわれる地区選挙では一人のライオンが両方の役職の候補者となり得ます。しかしその後の年度については、第一副地区ガバナーとなる資格を有する唯一の候補者は第二副地区ガバナーとなります。ただし、一人のライオンが両方の役職を同時に務めることはできないので、各地区においては、候補者に各々の経験に適った役職を指定して立候補してもらうことが奨励されます。

地区付則の改正

10. 地区はどのようにして地区会則及び付則を改正すればよいのですか？

地区会則及び付則で定められている規定に従って改正を行います。標準版地区会則及び付則には改正手順に関する指針（会則第7条と付則第10条を参照）が示されています。第二副地区ガバナーに関するいかなる地区（単一、準、複合）会則及び付則の規定も、国際会則及び付則と整合していなければなりません。

11. 地区付則を改正せずに地区は第二副地区ガバナーを選挙することができますか？

はい。第二副地区ガバナーは国際付則に規定された、国際協会の公式の役職です。地区会則及び付則が国際会則及び付則と整合するものとなるよう改正されるべきではありますが、万一地区付則が改正されていなくても国際付則と標準版地区会則及び付則が適用されます。

12. 地区は、そのニーズに合わせて第二副地区ガバナーの任務を変えてもよいのですか？

はい。地区会則及び付則で追加の任務や異なる任務を明確にすることができます。ただしこうした変更は、国際会則及び付則の規定ならびに理事会方針と整合していなければなりません。

第一副地区ガバナー職または第二副地区ガバナー職の空席

13. 地区が第二副地区ガバナー職を有資格の候補者で埋めることができない場合はどうなるのですか？

第二副地区ガバナー職が空席となります。その場合、地区は国際本部の太平洋アジア課に第一副地区ガバナーの氏名を報告します。そして第二副地区ガバナー職は地区が補充するまで空席となります。役職に空席がある場合その補充を行うことが将来地区ガバナーとなる資格を有する人材を拡大することになるので、地区にはいかなる空席も補充することが奨励されます。第二副地区ガバナー職の空席補充にあたっては、クラブ役員として一年間、そして地区キャビネット構成員として一年間務めた経験のあるライオンであれば有資格となります。

従って、この空席補充の手順が、第一副地区ガバナーを務める有資格の候補者を見つけることが困難な地区にとって実際に役立つ場合もあります。

14. 地区はどのようにして第一副地区ガバナー職および（または）第二副地区ガバナー職の空席を補充すればよいのですか？

地区はいずれの空席も単一、準、複合地区の会則及び付則の規定に従って補充します。下記の要件を満たしているライオンであれば有資格となり、いずれの役職に就くこともできます。

- 所属地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- ライオンズクラブの役員および地区キャビネット構成員を全期または過半の期間を務めていなければならない、これらの役職はいずれも同時に務めることはできない。

補足情報

15. 第二副地区ガバナーの役職が発効するのはいつですか？

第二副地区ガバナーの任期が開始するのは 2009 年 7 月です。従って地区は 2008～2009 年度に本役職の候補者を募って選挙を行います。

16. 第二副地区ガバナー職を設けることは必須ですか、任意ですか？

第二副地区ガバナーは必須の役職でも任意の役職でもありません。これは国際協会の公式の役職です。「必須」または「任意」という言葉はこの役職を定義するものではなく、また地区ガバナー職について説明する際にも使われたことは一度もありません。世界中の地区から問い合わせが寄せられていることや第二副地区ガバナー職に地区の強い関心が集まっていることから、地区は 2008～2009 年度に候補者を募り、選挙を行って 2009～2010 年度の任期を務める第二副地区ガバナーを設けるだろうと予想されています。

17. 第二副地区ガバナーの氏名を国際本部に報告する必要がありますか？

はい。地区ガバナーは地区大会終了後、国際本部の太平洋アジア課に第二副地区ガバナーの選挙結果を報告しなければなりません。氏名のほか、住所と連絡先を報告する必要があります。第二副地区ガバナーの選挙を行うことができなかった地区は、第一副地区ガバナーのみの選挙結果を報告してください。

18. 第二副地区ガバナーに対してはどのような財政援助がありますか？

この役職を既に活用している地区の経験に基づくと、第二副地区ガバナーが任務および責任を果たすにあたって著しい額の追加の費用はかからなくて済むはずです。例えば、この役職を活用している比較的大きな複合地区の中には、第二副地区ガバナーによる協議会会議への出席を義務付けていないところもあり、これは財源を効果的に管理する方法といえるでしょう。加えて、地区ガバナーは、第一副地区ガバナーまたは第二副地区ガバナーにガバナーの代理としてクラブ公式訪問の任務を割り当てた場合、クラブ訪問に対する経費としてライオンズクラブ国際協会から払い戻される資金を配分することも可能です。

19. 第二副地区ガバナーに関する照会や更なる情報の要請はどこにしたらよいですか？

国際本部の太平洋アジア課 (E メール: PacificAsian@lionsclubs.org) にご連絡ください。

上記の質疑応答の内容はあくまでも一般的なガイドラインです。第二副地区ガバナーに関する詳細については、国際会則及び付則と標準版地区会則及び付則のほか、それぞれの地区で採用された選挙の手順をご覧ください。

330－A地区 第55回年次大会 収支予算案

【収入の部】		予算	
地 区 大 会 費	6,146,400	100円×12ヶ月×5,148名-家族会員26名=5,122名	
地区特別大会費	3,073,200	50円×12ヶ月×5,148名-家族会員26名=5,122名	
代 議 員 登 録 料	5,410,000	541名×10,000円(大会式典参加を含む)	
一 般 登 録 料	2,500,000	500名×5,000円(代議員以外の登録者)	
晩 餐 会 登 録 料	4,200,000	350名×12,000円	
出 店 料	250,000	50,000円×5店舗	
そ の 他 収 入	100,000		
収入計	21,679,600		
【支出の部】			
会 場 費	8,850,000	東京プリンスホテル	
音 響 照 明 設 備 費	1,300,000	ホテル基本設備使用料	
看 板 製 作 設 置 費	400,000	式典会場看板、プラカード等案内看板	
大 会 記 念 品 代	1,100,000	代議員・一般登録者(1,100名×1,000円)	
記 念 ア ワ ー ド 費	600,000	記念アワード	
記 念 品 ・ 謝 礼 費	400,000	記念講演(30万円)、奏者ほか謝礼金等	
代 議 員 昼 食 費	1,140,000	代議員440名+部会員等130名×2,000円	
記 念 晩 餐 会 費	3,500,000	350名×10,000円	
ア ト ラ ク シ ョ ン	500,000	アトラクション、ラッキーカード商品代他	
花 束 等 諸 経 費	40,000	常陸宮様、ガバナーエレクト等花束	
会 議 費	500,000	全体会議2回(正副部長会議3回)、事前勉強会等会場費	
印 刷 費	950,000	案内、プログラム、議案集、議事録、代議員証	
通 信 費	100,000	案内文書資料郵送代、記念品送料	
事 務 用 品 等 雑 費	100,000	感謝状、目録、胸花リボン	
前 夜 夕 食 費	260,000	リハーサル等準備(130名×2,000円)	
記 念 事 業 費	1,000,000		
映 像 ・ 写 真 等 記 録 費	200,000		
雑 費	50,000		
予 備 費	689,600		
支出計	21,679,600		

代議員数は2008年10月末時点会員数による試算

330-A地区第55回年次大会議事規則（案）

1. 330-A地区第55回年次大会は、大会に参加した地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。キャビネット構成員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。
地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会及び国際理事推進委員会の委員長や副委員長が代議員でなかったり、代議員を辞退した場合でも、同委員会委員長および副委員長は代議員会に立ち入ることができ、議長の許可を得て発言することができる。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、所定の記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長(以下議長という)には地区ガバナー、大会副議長には副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれに当たる。
議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、その委員長および副委員長(さらに、必要な場合は顧問)を任命する。
 - (1) 資格審査委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会
 - (4) 国際理事推進委員会
 - (5) 決議委員会(決議委員会統括部門)

(ただし、議長は、決議委員会を次の分科会に分けることができる)

 - (ア) 政策・会則長期計画、地区分割、地区活性化、中間法人連携、綱紀指導、ライオンズカード推進
 - (イ) 経理、財務・会計処理
 - (ウ) 会員指導力育成、会員増強特別、エクステンション、PR情報、IT、大会参加、女性参加・家族会員推進
 - (エ) アクティビティ(I)
(LCIF、環境保全、緊急対策・アラート、国際協調・モンゴル支援)
 - (オ) アクティビティ(II)
(薬物乱用防止、YE、青少年育成会・ライオンズクエスト)
 - (カ) アクティビティ(III)
(献眼・献腎、献血・骨髓移植推進、社会・障害者福祉、高齢者福祉)
5. 代議員およびキャビネット役員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会および分科会の委員長はその議事を主導し審議結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて、出席し投票した代議員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。クラブ代議員が投票できないときは補欠がこれに代わる。
8. 議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出し

した全代議員の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。

9. 提案理由の説明および発言は、一人3分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会および分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 次期地区ガバナーおよび次期第一、第二副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会が管理する。
 - (1) 次期地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
 - (ウ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
 - (2) 次期第一、第二副地区ガバナーの選出
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって次期第一、第二副地区ガバナーとする。
 - (ウ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を行なう。
 - (エ) 候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
11. 国際理事候補者推薦選出について
国際理事の立候補要件は、地区ガバナー経験者に限られ会員間では一般に周知されている。また、年次大会当日は、時間的制限もあり、立会演説会を省き、選挙公報(所信表明文)をもって推薦選出の判断基準とする。地区ガバナーは、年次大会に先立ち立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を選挙公報に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。
国際理事候補者の推薦選出に関しては、国際理事推進委員会が管理する。
 - (ア) 代議員(代議員会構成員)の単記無記名投票選挙を行う。
 - (イ) 有効得票の過半数の得票者をもって国際理事候補者推薦とする。
 - (ウ) 過半数の得票者がなかった場合には、直ちに上位2名において再度選挙を行う。
 - (エ) 立候補者が1名のときは、上記(ア)、(イ)の趣旨に則ることを条件に、別の方法によることができる。
12. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則による。

代議員会および選挙に関する事項（案）

国際会則および付則、複合地区会則、330-A地区第55回年次大会議事規則並びに副地区ガバナー選挙に関する規定に従い、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー選出のための選挙を、次のとおり行う。

記

1. 代議員

(ア)本大会開催前月1日付の国際本部の記録に基づき、少なくとも1年と1日以上クラブに在籍している会員数に基づき、クラブより派遣される代議員は、____名とする。

(イ)クラブ代議員以外の現・前・元地区ガバナー等は、代議員有資格者は23名とする。

2. 代議員証

(ア)上記クラブ代議員については、クラブよりの登録申請名簿に基づき、資格審査委員会が資格を審査し、かつ、クラブに送付した代議員証に所属クラブ会長が署名したものをもって有効とする。

(イ)代議員証は、「各分科会」ごとに色別となっている。この代議員証には切取り線が入っているが、投票日の選挙投票用紙引替時までは切り離してはならない。

3. 代議員会への出席登録

(ア)代議員は、各自代議員証を提示して登録の確認を受けなくてはならない。

(イ)代議員名簿と照合するために、必ず本人が行わなければならない。

(ウ)登録受付時間は、8時30分より9時20分までとする。

(エ)代議員会は、9時30分に開会。登録受付場所の混雑が予想されるので9時10分までには登録手続きを済ませること。

9時10分には、登録受付は停止する。

代議員会場入口は、9時30分に閉鎖する。

(オ)(エ)の時間に遅刻したときは、会場への入場は出来ないものとし、選挙の投票権を行使できない。

(カ)代議員が出席できない場合には、補欠代議員が出席できる。その手続きは資格審査委員会の指示に従う。

(キ)この代議員会には、代議員以外の入場はできないが「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー・指名選挙委員会」委員長及び副委員長は、代議員会に立ち入ることができ、また議長の許可を得て発言する事もできる。

4. 代議員会場

(ア)会場では予め指定された、各分科会席に着席する。

5. 公開討論会または、立会演説会（立候補者が複数の時、1回実施する）

(ア)投票日は、年次大会当日とする。

(イ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー・指名選挙委員会」の定める順序・制限時間内で公開討論会または、立会演説会をする。

(ウ)公開討論会または、立会演説会の時間等の詳細は予め立候補者の所属クラブ会長と立候補者に連絡する。

6. 投票

(ア)議長は、次期第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー立候補者を会場にお

いて紹介する。

(イ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指示に従い、分科会毎に投票する。

(ウ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」は、会場内投票所受付において、代議員証に添付されている「選挙投票用紙引替証」と引換えに、投票用紙を交付する。

(エ)投票用紙には、候補者名が印刷してあるので、指定された欄に○印を記入し、指定の投票箱に投票する。
ただし、選挙管理委員会は、必要と認めたときは他の記載または記入方法を定めることが出来る

(オ)次の投票は無効とする。

- ① 指定の投票箱以外の箱に投票したもの
- ② 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの
- ③ 複数の候補者に○印を記載したもの
- ④ ○印以外の記号および他事を記載したもの
- ⑤ ○印の記載のないもの
- ⑥ その他「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の判定困難なもの

(カ)投票は「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」が管理する。各候補者所属クラブおよび候補者の推薦する各3名の立会人は、開票に立会うことが出来る。

(キ)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、議場の代議員がすべて投票を終了したと認めたとき、投票終了を宣言し、直ちに開票を始める。

(ク)の立会人は、開票に立会うことが出来る。

(ク)「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」「議事運営委員会」「資格審査委員会」および上記立会人「地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長の指名を受けた選挙管理実務担当補助者以外の者は、投票終了後、開票所に入ることは出来ない。但し、投票および開票を見ることを希望する者は、指名・選挙委員会の承認を得て、投票所および開票所の特定された場所においてこれを見る事が出来る。

(ケ)過半数の得票の候補者を当選とする。

ここで過半数とは(オ)①～⑥で指定された無効票を除く有効な投票合計数の半数を超える数を意味する。

(コ)過半数の得票の候補者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位2名において再度選挙を実施する。

再度の選挙の場合も、その投票の方法は第1回目の選挙と同様とする。

(サ)「地区ガバナー・第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会」委員長は、第一副地区ガバナーと第二副地区ガバナーの選挙投票開票終了後、ただちに委員長および立会人の署名した報告書を議長に提出する。

(シ)代議員会当日の選挙運動、会場内外でのビラまき、投票勧誘行為、投票妨害行為その他選挙規定に反する行為を禁止する。

7. 投票結果の発表は、再開代議員会において議長が行う。

以 上

2008年__月__日

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
クラブ会長・幹事各位

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
第55回年次大会
大会会長・地区ガバナー
石井 征二
大会委員長 L 亀田 宇三郎

330-A地区第55回年次大会・一括書類送付について

2009年4月25日（土）東京プリンスホテルにおいて開催の『330-A地区第55回年次大会』に関する一括書類をご送付致しますので、メンバー各位にご通知いたしますようお願いいたします。

年次大会関係書類は各クラブに1部ずつお送りいたしますので、必要に応じメンバー各位に、ご回覧又はコピーを配布くださるようお願いいたします。なお、パンフレットは後日送付いたします。

ライオネスクラブ、レオクラブのスポンサークラブにおかれましては、併せてライオネスクラブならびにレオクラブのメンバー各位をお誘いいただきますようお願いいたします。

※参加申し込み手続きは、

お手数でも貴クラブ分をお取りまとめ頂き、サバンナにて登録下さい。

申込は3月6日（金）締め切り、また申込キャンセルは4月3日（金）を締め切りとさせていただきます。

レオ・ライオネス会員用、一般参加者用登録票がご入り用な場合は、キャビネット事務局までお問い合わせ下さい。

＜ 同文写送付先 ＞

副地区ガバナー、キャビネット正副幹事・会計・事務局長、
リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、
各委員会委員長、会計監査委員、第55回年次大会委員会委員、
ライオネスクラブ会長、レオクラブ会長

2008年__月__日

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
クラブ会長・幹事 各位

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
第55回年次大会
大会会長・地区ガバナー
石井 征二
大会委員長 L 亀田 宇三郎

『330-A地区第55回年次大会』参加についてのご説明とご依頼

「330-A地区第55回年次大会に関する書類」をご送付いたします。
4月25日（土）の本年次大会では、「代議員会」（次期地区ガバナーおよび副地区ガバナー選出のための投票、各分科会審議、大会決議）その後「大会式典」「ガバナー晩餐会」が行事予定として開催されます。

※レオ・ライオネスクラブ会員、並びに会員以外の一般参加者のみ『年次大会一括登録表』にて提出願います。記入の上参加者数を下記表のように予定しましたので、各クラブのご協力をお願いいたします。

日 時	プログラム	参加資格	登 録 料	参 加 者 予 定 数
4月25日（土） 東京プリンスホテル	<u>代議員会総会</u> 次期地区ガバナー および副地区ガバナー選出 各分科会審議 大会決議	代議員	10,000円 (大会式典登録料を含む)	<u>約570名</u> 国際会則付則第5条 第8項に基づき 1年1日以上在籍の 会員10名当たり 1名 (端数の場合は過半数)
4月25日（土） 東京プリンスホテル	<u>大会式典</u>	一般メンバー レオ・ライオネス並びに 同伴者	5,000円	<u>約1,200名</u> 例会振替等により大勢 のメンバーの参加をお願いいたします。
4月25日（土） 東京プリンスホテル	<u>晩 餐 会</u>	代議員、一般メンバー、 レオ・ライオネス並びに 同伴者	12,000円	<u>約500名</u> 楽しい企画を考えております。

※本年次大会が成功裡に開催されますよう、多数のご参加をよろしくお願いいたします。

330-A地区 第55回年次大会一括登録票
(レオ・ライオネス会員、一般参加者のみ)

2008年____月____日

第 _____ R・第 _____ Z _____ LC _____

会長 L

参加者の氏名及び性別欄、参加する会合に○印をお願いいたします。 NO _____

NO	レオ・ライオネス 一般参加者および 同伴者名	性 別	大会式典 (レオ、ライオネス 一般参加者 同伴者)	晩 餐 会 12,000 円	合 計 金 額
			5,000 円		
1		男・女			
2		男・女			
3		男・女			
4		男・女			
5		男・女			
6		男・女			
7		男・女			
8		男・女			
	合 計		名	名	計 円

○FAXにてご返信ください。

○代議員、会員の方はサバンナにて登録お願いします。

※2009年3月6日(金)までにキャビネット事務局(必着)あてご送信ください。
330-A地区キャビネット事務局 Fax: 03-5330-3370 Mail: cab@lions330-a.org

2008年__月__日

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
クラブ会長・幹事 各位

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
第55回年次大会
大会会長・地区ガバナー
石井 征二
大会委員長 L 亀田 宇三郎

330-A地区第55回年次大会「各クラブ代議員氏名」登録について

4月25日（土）に開催の330-A地区第55回年次大会の代議員について、下記要領によりサバンナによりその氏名の登録をお願いします。

記

- (1) 地区年次大会は、地区ガバナー、その他の地区内国際役員、元国際理事、前・元地区ガバナーおよびクラブから正式に派遣される代議員をもって構成されます。
- (2) 代議員派遣定数の算定について
 - ① 単一クラブより正式に派遣される代議員の定数は、少なくとも1年と1日クラブに在籍しているメンバー10名当たり1名の割合とし、端数は過半数とします。
 例…45名の会員の場合は5名の代議員となります。
 正代議員欠席の場合は、補欠の方のご出席をお願いいたします。
 - ② 派遣される代議員の在籍年数は1年と1日以内でも構いません。
 - ③ 会員数は国際会則に「大会開催前月1日付国際本部の記録に示された」と規定されておりますので、2009年3月1日時点の予想会員数より算定してください。
 なお、この期間中に結成された新クラブは、3月6日までに必ずご連絡ください。
 改めて追加調整いたします。
- (3) 各クラブより派遣される代議員の登録については、キャビネット構成員を代議員会の委員長、副委員長等をお願い致しますので、キャビネット構成員は代議員の登録をお願い致します。
- (4) 「大会議事規則第5項」の規定により代議員の委員会および分科会の所属は、議長がこれを定めることになっていますが、各クラブよりの代議員氏名はサバンナもしくは別紙により、希望の分科会欄にご登録ください。
なお、案件、分科会の定数、会場その他の都合により、お申込みの通りにならない場合もありますので、予めご了承ください。

- (5) 提出議案のあるクラブは、審議される分科会に提案説明者を必ず代議員として、登録してください。
- (6) 代議員登録は、サバンナをご使用ください。
2009年3月6日（金）締め切りで、ご登録願います。
- (7) 締切日までに登録した代議員については、資格審査委員会において資格を確認し「代議員証」を各クラブ会長あて送付しますので、クラブ会長は署名のうえ、各代議員にお渡しください。
代議員各位は出席の際、必ず受付で再確認を受けてください。

2008年__月__日

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
クラブ会長・幹事 各位

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
第55回年次大会
大会会長・地区ガバナー
石 井 征 二

330-A地区第55回年次大会・代議員会提出議案
2009～2010年度330-A地区アクティビティ・スローガン募集
各クラブ『物故会員』連絡のお願い

本年度の地区年次大会（4月25日・土）における代議員会において、審議される議案の提出と次年度の地区アクティビティ・スローガンの募集ならびに各クラブ『物故会員』の報告を下記の要領で行いますのでご提出ください。

〔A〕代議員会・提出議案関係

- （イ） 議案提出締切日：2009年2月20日（金）キャビネット事務局必着のこと。
- （ロ） 提出をいただいた議案は、「年次大会議事規則」に基づき、キャビネットで年次大会に相応しいものを検討整理し、それぞれの「分科会」に提案致します。
- （ハ） 内容が同種類の議案は、整理統合いたします。
- （ニ） 議案によっては、地区からの回答形式とする場合もあります。
- （ホ） 提出議案の内容については、年次大会に相応しいものを提出してください。
- （ヘ） 提案クラブは別紙用紙に記入の上、必ず提案理由説明者の代議員氏名を明記してください。
- （ト） 提案に必要な資料のある場合は、添付提出してください。
- （チ） 提出議案は、すべて規定の用紙を使用したものに限ります。
- （リ） 下記の表を参照して提出分科会を決めてください。

330-A地区委員会・分科会構成	
委 員 会	①資格審査委員会 ②議事運営委員会 ③地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー指名・選挙委員会 ④国際理事推進委員会 ⑤決議委員会（決議委員会統括委員会）
分 科 会	ア. 政策・会則長期計画、地区分割、地区活性化、中間法人連携、綱紀指導、ライオンズカード推進分科会 イ. 経理、財務・会計処理分科会 ウ. 会員指導力育成、会員増強特別、エクステンション、PR情報、IT、大会参加、女性参加・家族会員推進分科会 エ. アクティビティ(I)(LCIF、環境保全、緊急対策・アラート、国際協調・モンゴル支援)分科会 オ. アクティビティ(II)(薬物乱用防止、YE、青少年育成(ホ・ライオンズクエスト)分科会 カ. アクティビティ(III)(献眼・献腎、献血・骨髄移植推進、社会・障害者福祉、高齢者福祉)分科会

〔B〕 アクティビティ・スローガン関係

- (イ) スローガンは、提案理由を記入してください。
- (ロ) スローガンは、クラブ選択のうえ、提出される場合でも1クラブ1案件とさせていただきます。
- (ハ) アクティビティ・スローガンの提出締切日は、
2009年2月20日（金）キャビネット事務局必着です。

〔C〕 各クラブ『物故会員』連絡関係

4月25日（土）に開催の330-A地区第55回年次大会において、地区内の物故会員名を報告致しますので、下記により別紙用紙でご連絡ください。
なお、該当しない場合も無しとご記入の上ご返信ください。

- 〔1〕 対象期間 : 2008年2月1日～2009年1月31日
〔2〕 締切期限 : 2009年2月20日（金）
〔3〕 提 出 先 : 330-A地区キャビネット事務局

330-A地区第55回年次大会提出議案

2009年 月 日

第 R・第 Z

クラブ名 LC

会長 L

※提出分科会名 _____

議 案 1. _____

_____〔提案理由説明代議員 L 〕_____

説 明 _____

※提出分科会名 _____

議 案 1. _____

_____〔提案理由説明代議員 L 〕_____

説 明 _____

※2009年3月6日（金）までにキャビネット事務局（必着）あてご送信ください。
330-A地区キャビネット事務局 Fax：03-5330-3370 Mail：cab@lions330-a.org

※提出無しの場合も『無し』とご記入の上ご返信願います。

2009－2010年度アクティビティ・スローガン

2009年 月 日

第 R・第 Z

クラブ名 LC

会長 L

(1)

〔提案理由説明代議員 L〕

〔提案理由〕

※2009年3月6日（金）までにキャビネット事務局（必着）あてご送信ください。
330-A 地区キャビネット事務局 Fax：03-5330-3370 Mail：cab@lions330-a.org
※提出無しの場合も『無し』とご記入の上ご返信願います。

2008～2009年度物故会員名

2009年 月 日

第 R・第 Z

クラブ名 LC

会長 L

(フリガナ) 氏 名	逝去 年 月 日	地区およびクラブ 役職名 (現又は元)	備 考
() L	200____年 月 日		
() L	200____年 月 日		
() L	200____年 月 日		
() L	200____年 月 日		
() L	200____年 月 日		

※2009年3月6日(金)までにキャビネット事務局(必着)あてご送信ください。
 330-A 地区キャビネット事務局 Fax: 03-5330-3370 Mail: cab@lions330-a.org
※該当者無しの場合も『無し』とご記入の上ご返信願います。

330－A地区 第55回年次大会 収支予算案

【収入の部】		予算	
地 区 大 会 費	6,146,400	100円×12ヶ月×5,148名-家族会員26名=5,122名	
地区特別大会費	3,073,200	50円×12ヶ月×5,148名-家族会員26名=5,122名	
代議員登録料	5,410,000	541名×10,000円(大会式典参加を含む)	
一 般 登 録 料	2,500,000	500名×5,000円(代議員以外の登録者)	
晩 餐 会 登 録 料	4,200,000	350名×12,000円	
出 店 料	250,000	50,000円×5店舗	
そ の 他 収 入	100,000		
収入計	21,679,600		
【支出の部】			
会 場 費	8,850,000	東京プリンスホテル	
音響照明設備費	1,300,000	ホテル基本設備使用料	
看板製作設置費	400,000	式典会場看板、プラカード等案内看板	
大会記念品代	1,100,000	代議員・一般登録者(1,100名×1,000円)	
記念アワード費	600,000	記念アワード	
記念品・謝礼費	400,000	記念講演(30万円)、奏者ほか謝礼金等	
代議員昼食費	1,140,000	代議員440名+部会員等130名×2,000円	
記念晩餐会費	3,500,000	350名×10,000円	
アトラクション	500,000	アトラクション、ラッキーカード商品代他	
花束等諸経費	40,000	常陸宮様、ガバナーエレクト等花束	
会 議 費	500,000	全体会議2回(正副部長会議3回)、事前勉強会等会場費	
印 刷 費	950,000	案内、プログラム、議案集、議事録、代議員証	
通 信 費	100,000	案内文書資料郵送代、記念品送料	
事務用品等雑費	100,000	感謝状、目録、胸花リボン	
前夜夕食費	260,000	リハーサル等準備(130名×2,000円)	
記念事業費	1,000,000		
映像・写真等記録費	200,000		
雑 費	50,000		
予 備 費	689,600		
支出計	21,679,600		

代議員数は2008年10月末時点会員数による試算